

民法の一部を改正する法律案（前川清成君外六名発議）（参第六号）要旨

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約の制限

保証人が金銭の貸付け又は手形の割引を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務をいう。）を主たる債務とする保証契約及び主たる債務の範囲に当該貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、次に掲げる場合を除き、その効力を生じない。

1 保証人が法人である場合

2 保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合

二、特定貸金等保証契約の求償権についての保証契約の制限

一 の 1 又は 2 に掲げる場合における特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、当該保証契約の保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

1 一の 1 に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人又は当該保証契約の主たる債務者である法人の代表者

2 一の 2 に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、経過措置

この法律による改正後の規定は、この法律の施行前に締結された特定貸金等保証契約及び特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約については、適用しない。